

茨城県の最低賃金 10月1日から879円に

～ 今すぐ 1,000 円以上 めざせ 1,500 円！ ～



- ・茨城県内で働くすべての労働者が対象です。
- ・茨城県内における経営者は、時給 879 円未満で働かせることは**法律違反**です。
- ・**最低賃金未満で働いていた場合**、差額を後日請求することができます。
- ・月給者であっても、**月給が 152,770 円 (879 円×173.8 時間) 以下の場合**、最低賃金以下になります。

< 関東地方の最低賃金 >

	引き上げ額	最低賃金額
東京都	28 円	1,041 円
神奈川県	28 円	1,040 円
埼玉県	28 円	956 円
千葉県	28 円	953 円
栃木県	28 円	882 円
茨城県	28 円	879 円
群馬県	28 円	865 円

全国加重平均 930 円

今年 28 円引き上がったけど、去年は 2 円。
平均しても 2 年で 15 円は厳しいわね。



日本の最低賃金制度の問題点

- ①最低賃金額が**低すぎる**。
- ②**全国一律でない**ため、都道府県によって最低賃金額に格差がある。
- ③**中小企業支援が貧弱**。

コロナ禍だからこそ、全国一律今すぐ 1,000 円以上、1,500 円をめざすべきだ！

茨城労連の取り組み その1

2020 年に実施した最低生計費試算調査では、水戸市在住の 25 歳単身男性の最低生計費は、**252,087 円**で年収に直すと約 **300 万円**。時給で **1,687 円**になりました。

この結果は東京の北区よりも高い金額で、**最低賃金を全国一律 1500 円以上**にすべきという根拠になっています。

茨城労連の取り組み その2

各市議会に最低賃金引き上げの請願をおこない、請願は土浦市で採択されました。

ある市議は、「私は長年中小企業を経営してきたが、**社会保険の事業主負担が大変で、給料を上げられず、優秀な社員を雇えなかった**。最低賃金を上げて給料を上げられるようにすべきだ」と請願に賛成してくれました。

茨城労連の取り組み その3

最低賃金の引き上げと中小企業支援の充実（税、社会保険の負担軽減）を要求しています。

発行：茨城県労働組合総連合（茨城労連）

〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部 295

Tel 029-219-1031